

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	取水設備トラベリングスクリーン（A）洗浄水入口弁と配管の接続フランジ部より海水のリーク（指1～2本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ用軸シール水供給ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（連続滴下）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	残留熱除去系原子炉停止時冷却入口元弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全開でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
4	3号機	取水設備バースクリーン（A～G）に海生物（貝類等）の付着が認められたため、当該スクリーンを点検・清掃	D	
5	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン（B）の操作スイッチ取付部に緩み及び動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
6	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン（B）出口ダンパ「開」検出用リミットスイッチに位置にずれが認められたため、当該スイッチを点検・調整	D	
7	4号機	換気空調系常用冷却装置のターボ冷凍機（A）凝縮器冷却水ベント弁下流側の配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
8	4号機	タービン建屋地階バッチオイルタンク室内床面にコンクリート壁面亀裂部からの地下水リークと思われる水のリーク（5cm×5cm、汚染無し）が認められたため、当該壁面を点検・修理	D	
9	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（B）出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	集中環境施設	高温焼却炉設備温度記録計に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	集中環境施設	補助建屋換気空調系電気品エリア排風機（A、B）の風量検出器の動作不良と思われる「風量低」の警報が発生し、同排風機（A、B）が停止したため、当該検出器を点検・修理	D	
12	その他	水処理設備の南側真空脱気塔（B）上部に設置の火災感知器に誤動作が認められたため、当該感知器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで